

(件名) 再処理工場で安定的にガラス固化作業がなされるまで乾式貯蔵施設建設の結論を出さないよう求める陳情書

(陳情の趣旨)

九州電力は2025年10月24日、使用済み核燃料を保管する乾式貯蔵施設を建設するため、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可を申請するとともに、鹿児島県と薩摩川内市に安全協定に基づく事前協議書を提出しました。使用済み核燃料は、川内原発1、2号機の使用済み燃料プールに貯蔵されていますが、2031年には満杯になるため、原発の運転を続けるために乾式貯蔵施設が必要となりました。

九州電力は使用済み核燃料を日本原燃の六ヶ所再処理工場(青森県六ヶ所村)に搬出することを基本方針としています。しかし、1997年完成予定だった再処理工場の完成は27回も延期されています。日本原燃は2026年度中に竣工予定と発表していますが、日本原燃が2025年11月までに終わるとしていた原子力規制委員会の審査会合での説明は遅れ、28回目の延期は避けられない状況です。

原子力規制委員会の審査が終わったとしても、再処理が順調に進む保証はありません。問題は、使用済み核燃料をせん断・溶解した後に出る高レベル放射性廃液を安全に処分するための不可欠な工程であるガラス固化体の製造です。ガラス固化体を製造するガラス熔融炉では炉内温度を1000~1200℃に保ち、高レベル廃液をガラスの中に閉じ込めガラス固化体をつくる設計になっています。しかし、白金族と呼ばれる6種類の元素(金属)は融点が高いためガラスに溶け込まず、ガラスの中に閉じ込めることができません。そのため、白金族が塊のまま出口をふさぎ、ガラス固化作業を中断せざるを得ない事態が繰り返されてきました。

日本原燃は竣工前に実施するとしていたガラス固化試験について、竣工後に先送りする計画を2025年12月に示しました。原子力規制委員会がこのやり方を認め、形式的に竣工したとしても実際に安定的にガラス固化作業が継続される保証はありません。再処理工場には約200立法メートルの高レベル放射性廃液が貯蔵されています。これまでに溜まっている高レベル放射性廃液のガラス固化作業が完了しなければ新たな燃料の処理はできず、九州電力が保管している使用済み核燃料も搬出されません。

六ヶ所再処理工場の完成のメドが立たないことを受け、青森県の宮下宗一郎知事は3月31日、「事業を継続できる環境が確認できない。なし崩し的に行き先のない形のまま搬入されるのはありえない」として、青森県むつ市の中間貯蔵施設への2026年度の核燃料の搬入を認めませんでした。塩田康一知事は、高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)の最終処分場を「県内で受け入れる考えは全くない」としています(2026年1月5日の年頭会見)。しかし、六ヶ所再処理工場での安定的なガラス固化体製造が確認できない中で乾式貯蔵施設建設を認めてしまえば、なし崩し的に川内原発敷地内の乾式貯蔵施設が最終処分場となる可能性が高いと強く危惧します。

以上の趣旨に甚づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 「川内原子力発電所に関する安全協定」第6条第1項に基づいて2025年10月24日に九州電力から事前協議のあった「川内原子力発電所乾式貯蔵施設の設置について」の事前協議に関して、六ヶ所再処理工場に溜まっている高レベル放射性廃液のガラス固化が完了するまで、県議会として知事に「了承」しないよう求めてください。
- 2 今後、鹿児島県議会に乾式貯蔵施設建設を求める陳情が提出された場合、六ヶ所再処理工場に溜まっている高レベル放射性廃液のガラス固化が完了するまで結論を出さないでください。